

内間保育所 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当保育所があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	浦添市
所在地	浦添市安波茶一丁目1番1号
電話番号	098-876-1234
代表者	浦添市長

2 利用施設

施設の種 類	保育所
施設の名 称	浦添市内間保育所
施設の所 在 地	浦添市内間4丁目26番20号
連 絡 先	電話番号 098-877-3000 FAX 同上
管 理 者	保育所長
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利 用 定 員	満3歳以上の児童 75人 満1歳以上満3歳未満の児童 40人 満1歳未満の児童 0人
開 設 年 月 日	昭和47年 8月 1日

3 サービスの目的・運営方針

内間保育所（以下「保育所」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「保育所」は、保育の提供に当たっては、入所する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「保育所」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「保育所」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当所における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	1461.15 m ²
	園庭	653.49 m ²
園舎	構造	RC造
	延べ面積	808.01 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室・ほふく室	1室	ひよこ組
保育室	6室	うさぎ組・こあら組・きりん組 ぞう組・くま組・ほし組
遊戯室（ホール）	1室	
調理室	1室	
事務室	1室	
医務室	1室	

5 職員の設置状況

職種	員数	常勤（8h勤務）	非常勤（短時間）	備考
保育所長	1	1		
主任保育士	1	1		
保育士	27	19	8	
栄養士	1	1		こども未来課在中
調理員	4	2	2	(株) オーディフ (委託)

当所では、「浦添市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年9月30日浦添市条例第22号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、祝日、年始休日（1/2～1/3）年末休日（12/29～12/31）

慰霊の日（6/23）は休所となります。

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市から交付されている方の場合、午前7:15から18:15までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時15分までの範囲内で、延長保育を提供いたします（延長保育の利用に当たっては、通常の保育料

の他に、延長保育料金が必要となります)

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市から交付されている方の場合、 A:午前8:15~16:15 B:午前9:15~17:15までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、保育所開所時間の範囲内で、延長保育を提供いたします(延長保育の利用に当たっては、保育料の他に、延長保育料が必要となります)。

(3) 土曜日の保育時間は標準時間・短時間保育共に、午前7:15~14:00です。

(4) 登園後に病院・習い事等の理由で、園から抜けてまた園に戻る事は安全の面からできません。

8 提供する保育等の内容

当所は、保育所保育指針(平成29年厚労告117号)を踏まえ、保育の提供を行います。(詳細については、保育所しおりに掲載。)

9 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担(保育料)

支給認定を受けた市に対し、当該市が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、下記に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、その都度お知らせ、徴収致します。

保護者会費(年1回の保険料含む)	月/300円
個人用品代金・園外活動費など	3000円程度
修了写真等	実費

10 利用の終了に関する事項

当所は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

(1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき

(2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11 嘱託医

当所は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科.

医療機関の名称	なかむら小児クリニック
医 院 長 名	中村 豊一
所 在 地	浦添市宮城4丁目15番8号
電 話 番 号	098-873-3900

(2) 歯科.

医療機関の名称	ティダの杜歯科
医 院 長 名	長嶺 忍
所 在 地	浦添市内間 3 丁目 2 番 3 号
電 話 番 号	098-870-5088

1 2 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

1 3 要望・苦情等に関する相談窓口

当所では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 主任保育士	
	・ご利用時間 9：30～17：30	
第三者委員	・電話番号 098-877-3000	
	F A X 098-877-3000	
担当者が不在の場合は、当所職員までお申し出ください。		
第三者委員	平安 良次	発達相談クリニックそえ～る診療支援科長
	新垣 和歌子	浦添市民生委員・児童委員

※当所では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

1 4 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 (有) ・誘導灯 (有) ・ガス漏れ報知機 (有) ・非常警報装置 (有) ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 (有)
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月 1 回以上実施します。

1 5 利用者に対するの保険

当所では、「災害共済給付制度」に加入しています。

※医療保険各法（健康保険・国民健康保険等）に基づく療養に要する費用の額が 1 つの災害につき 500 点以上のものについて医療費を支給しています。

1 6 当所におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。